

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部 こども課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	令和6年度三郷児童クラブ事業運営業務	
業 務 の 概 要	<p>三郷児童クラブの事業運営業務を委託するもので、主な業務内容は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の健全な保育に関する業務 ・ 事業の運営及び施設管理に関する業務 ・ 利用者等の対応業務 	
契約金額（税込）	<p>22,634,000 円</p> <p>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</p>	
契約の相手方	株式会社日本保育サービス	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p style="text-align: right;">（該当する口欄に印をつけること）</p>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	<p>児童健全育成事業は、民間のノウハウも取り入れながら、子どもの成長や家庭環境に応じた子育て支援を小学校区単位で一体的に行うことが最も有益であるとの考えから、本市においては児童館と児童クラブを一体運営としている。</p> <p>三郷小学校区では、児童館を指定管理者制度により管理・運営しているが、児童クラブの設置場所は、児童館とは別で三郷小学校内の別棟となっており、一体で指定管理とすることができないことから、三郷児童館の指定管理者に児童クラブの運営を委託することで小学校単位での一体運営としている。</p> <p>三郷児童館の現指定管理期間（令和3年度から令和7年度まで）は、株式会社日本保育サービスが三郷児童館の指定管理者に指定されていることから、同事業者に三郷児童クラブの運営を委託する。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部こども課です。